



平成 19 年 2 月 15 日

## 各 位

会 社 名 株式会社 アウトソーシング  
代表者名 代表取締役社長 土井 春彦  
(コード番号: 2427)

問合せ先  
役職・氏名 取締役管理本部長 梅原 正嗣  
電 話 054-281-4888(代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の当社第 10 期定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

(1) 「会社法(平成 17 年法律第 86 条)」、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 条)」、「会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)」及び、「会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)」が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

当社が設置する機関についての規定を新設するものであります。(変更案第 17 条及び第 28 条)

当社が株券を発行する旨の規定を新設するものであります。(変更案第 6 条)

インターネットの普及を考慮して、法務省令で定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様にみなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第 13 条)

(2) その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更内容

現行定款と変更案の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 19 年 3 月 29 日(木曜日)

定款変更の効力発生日 : 平成 19 年 3 月 29 日(木曜日)

以上

別紙

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(商 号) 第1条 当会社は、株式会社アウトソーシングと称し、英文では、OUTSOURCING Inc.と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業</li> <li>2. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業</li> <li>3. 構内清掃、構内雑役及び構内運搬請負業務</li> <li>4. 工場、ビル等のメンテナンス業務</li> <li>5. 人、車の整理誘導業務及びホテルフロント業務の請負</li> <li>6. 自動車運転請負業務</li> <li>7. 鉄、非鉄金属類及びガラスの製造加工並びに表面処理加工請負業務</li> <li>8. 各種金属部品の研磨、加工請負業務</li> <li>9. 合成樹脂、パルプの製造加工、木材の加工、紙類の製造、木製家具の製造、組立の請負業務</li> <li>10. 自動車、自動二輪車等輸送用機器及び建設機械・農業用機械等産業機械並びにそれらの部品の製造、組立の請負</li> <li>11. 冷凍食品、インスタント及びレトルト食品、缶詰、牛乳及び清涼飲料水等の食料品の製造、加工、包装業務の請負</li> <li>12. 電気・電子通信機器及び家庭用電化製品、光学機器、集積回路及びそれらの部品の製造、加工、組立の請負</li> <li>13. 7号から12号に関する製品の販売の請負</li> <li>14. 秘書、通訳、経理、コンピューターシステムの操作、技術・事務処理の請負及びそのコンサルティング業務</li> <li>15. 各種マーケティング業務、各種イベントの企画、運営、管理、各種商品の企画、開発業務の請負</li> <li>16. コンピューターソフトウェア及び情報通信システムの企画、開発、運用の業務請負</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(商 号) 第1条 【現行どおり】</p> <p>(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</li> <li>2. 【現行どおり】</li> <li>3. 【現行どおり】</li> <li>4. 【現行どおり】</li> <li>5. 【現行どおり】</li> <li>6. 【現行どおり】</li> <li>7. 【現行どおり】</li> <li>8. 【現行どおり】</li> <li>9. 【現行どおり】</li> <li>10. 【現行どおり】</li> <li>11. 【現行どおり】</li> <li>12. 【現行どおり】</li> <li>13. 【現行どおり】</li> <li>14. 【現行どおり】</li> <li>15. 【現行どおり】</li> <li>16. 【現行どおり】</li> </ul>

現 行 定 款	変 更 案
<p>17. 要介護老人に対する入浴、その他日常生活における介護サービスに関する業務 18. 記録の経営 19. 福利厚生施設の運営業務の請負 20. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を静岡市に置く。</p> <p>(公告の方法) 第4条 <u>当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p>17. [現行どおり] 18. [現行どおり] 19. [現行どおり] 20. [現行どおり]</p> <p>(本店の所在地) 第3条 [現行どおり]</p> <p>(公告方法) 第4条 <u>当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第2章 株式及び端株</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 <u>当会社が発行する株式の総数は、320,000株とする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 <u>当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p>(基準日) 第7条 <u>当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。</u> <u>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人) 第8条 <u>当会社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u> <u>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 <u>当会社の発行可能株式総数は、320,000株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第6条 <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 <u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>[削除]</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 <u>当会社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 . 当会社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株原簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>( 株式取扱規程 )</p> <p>第9条 当会社が、発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株原簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>( 株主総会の招集 )</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。</p> <p>[ 新 設 ]</p> <p>( 招集権者及び議長 )</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 . 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>[ 新 設 ]</p> <p>( 決議の方法 )</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の</p>	<p>3 . 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>( 株式取扱規程 )</p> <p>第9条 当会社が発行する株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>( 株主総会の招集 )</p> <p>第10条 [ 現行どおり ]</p> <p>( 定時株主総会の基準日 )</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p>( 招集権者及び議長 )</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 . 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 )</p> <p>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供了したものとみなすことができる。</p> <p>( 決議の方法 )</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>議決権の過半数で行う。</p> <p>2 . 商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 . 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</u></p>	<p>別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 . 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 . 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第16条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>[新設]</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 . 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 . 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 . 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p><u>第17条 当会社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第18条 [現行どおり]</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 . 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 . 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第20条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 . 補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 . 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第19条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 . 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 . 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>[新 設]</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬)</p> <p><u>第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第21条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 . [現行どおり]</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第22条 [現行どおり]</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第23条 [現行どおり]</u></p> <p>[削 除]</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>[削 除]</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第26条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) <u>第25条 当会社は取締役(取締役であった者を含む。)の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u>	(取締役の責任免除) <u>第27条 当会社は、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>
第5章 監査役	第5章 監査役
[新設] (監査役の員数) <u>第26条 当会社の監査役は、3名以内とする。</u>	(監査役の設置) <u>第28条 当会社は監査役を置く。</u>
(監査役の選任) <u>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	(監査役の選任) <u>第30条 [現行どおり]</u> 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(監査役の任期) <u>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(監査役の任期) <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(監査役の報酬) <u>第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u>	(監査役の報酬等) <u>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(監査役の責任免除) <u>第30条 当会社は監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u>	(監査役の責任免除) <u>第33条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を限度として免除することができる。</u>
第6章 計算	第6章 計 算
(営業年度) <u>第31条 当会社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</u>	(事業年度) <u>第34条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とし、毎事業年度末日を決算期とする。</u>
(利益配当金) <u>第32条 当会社の利益配当金は、毎年12月31</u>	(期末配当の基準日) <u>第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下、「中間配当」という。）を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第34条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p>の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>〔削除〕</p> <p>(配当金等の除斥期間等)</p> <p>第36条 期末配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>